

建設工事から生ずる産業廃棄物の処理に関する特記仕様書

(適用)

第1条 今治市の発注工事により発生した建設廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)に基づく他、「建設廃棄物処理指針」(平成22年度版 環境省)及び「建設副産物適正処理推進要綱」(平成14年5月30日付け国土交通事務次官通達)に準拠し、適正な処理に努めなければならない。

(産業廃棄物の処理)

第2条 請負者は、産業廃棄物の搬出に先立ち、処理業者の許可証の写しを監督員に提出しなければならない。また、産業廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物処理委託契約書の写しを監督員に提出しなければならない。

- 2 請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)又は電子マニフェストにより、産業廃棄物が適正に処理されていることを確認しなければならない。
- 3 請負者は、工事施工後、マニフェストのE票又は電子マニフェストの処分終了日(中間処理を経て最終処分される場合は最終処分終了日)が入力された受渡確認票(以下「E票等」という。)を監督員に提示しなければならない。ただし、搬出する産業廃棄物の最終処分が工期内に完了することが困難な場合は、E票等に代えて、マニフェストのD票又は電子マニフェストの処分終了日が入力された受渡確認票を監督員に提示し、産業廃棄物の最終処分終了後、速やかにE票等を監督員に提示しなければならない。